時事新報

東京府知事の進退

東京市參事會は日本鑄鐵會社に對する水道鐵管購買の契約を隨意に變換したりとて市會より其越權を咎められ會員一同過を引て辭職したり抑も契約變換とは如何なる次第なりやと云ふに最初參事會が市會の決議に據り會社と契約したる示法書の中には各鐵管に云々の十數文字を鑄出するの約束ありしに右の如き文字を鑄出するは實際の手數一方ならざるに付き之に代ふるに徽章を以てせんことを會社より請求したるにより參事會は其請求を尤もの道理として之を許可したるに過ぎず實際に差支なき事柄にして何も非難す可き點はなきが如くなれども其これを許すに市會の議を問はざりし一事こそ越權の處置と認められたる原因なれ或は會の議論中には文字を徽章に改めて鑄造の手數を省けば隨て費用も減ずることを勿論なれば其價を引下げしむるこそ當然なるに價は元の通りにて單に約束を改めたるは會社を利して市の經濟を損したるものなり云々の意味もありたるよしなれども畢竟その論點は金錢の損得を爭ふに非ず法律上の手續に拔目あるを付込て之を非難するものに過ぎず如何となれば若しも其事を反對にして最初には徽章を鑄出するの契約なりしを文字に改めて然かも價には差響なしとするも越權云々の非難は到底免れざる可ければなり活眼を開て之を見るときは誠に他愛もなきことにして小兒の戲に似たれども法律上の規定は如何ともす可らず其手續を盡さゞりしこそ參事會の手落なれば事、茲に及んでは自から責任を負ふの外ある可らず左れば會員が過を引て一同職を辭したるは斯る場合に處する至當の決心として我輩に於ても異議なき所なれども唯注意を要するは東京府知事の進退あり或は府知事と等しく市の參事會員に列するものなれば責任を共にして其職を辭せざる可らずとの說もあるが如くなれども我輩は固く其不可なるを信ずるものなり抑も知事は現に參事會員たるに相違なしと雖も本來會員たるが爲めに知事たるに非ずして知事たるが爲めに會員たるものなり卽ち知事の職務上自から會員を兼ぬるものなり而して府政と市務との關係を見れば府政の事を知るは其本職にして市務に參ずるは職務の一部分にこそあれば市務の爲めに府知事の職を動かすは恰も枝を切るが爲めに幹を枯らすに異ならず事の本末を誤るものと云はざるを得ず左れば萬々一知事が德義上より自から責任を負ふて辭表を呈せんとすることあるも政府の當局に於て斯る處置を許す可らざるは我輩の飽くまでも保證する所なり

雜報

○現内閣と製鐵所設立問題　前内閣は製鐵所の設立を必要と認め幾度か之を議會に提出せしかど調査不充分なりとて議會は之を容れざるより卽ち其調査を爲す事と爲りて一層調査を遂げたる上之れを報告したれども尙不充分なる廉ありとて更に再調査を爲す事と爲り農商務省の擔任に屬し本年度に於て之が調査を爲す筈なり斯る次第なれば議會もマンザラ之を不必要と認め居るにはあらざるべく其後內閣こそ更りたれ矢張前內閣の意を繼いで其邊の調査を爲さんとするを見れば現內閣も亦その必要を認め居るには相違なかるべしと雖も今日迄內閣員の間には嘗て此事に關する相談なく前內閣が最も熱心に計畫したる事業も現內閣に於ては恰も忘れたるが如き風情さへなきにあらず勿論今日の處にては其調査にさへ着手せざる程なれば別して相談を要するが如き場合にも至らず殊には行政整理の如き目前の急務もある事なれば勢、その邊の相談に及ぶの遑なきことならんかなれども左りとて只の一回も議に上りたる事なしとありては餘りに冷淡なりと云はざるを得ずとて不平を唱ふるものなきに非らざる程なれば現內閣の本問題に對する意向推して知るべしと

○東學黨の退去　昨日大石辨理公使より其筋へ達したる電報は左の如し

東學黨三百餘人は駱駝山（駱駝山は京城の東惠化門の西方にあり）に引上げ其餘の黨員は諸所に散亂す

○法典調査委員會　は昨日午後四時より永田町なる樞密院官舍に於て開會せり伊藤主相も午後三時二十分頃內閣より直ちに臨席し次で在京委員凡廿六七名は四時頃より續々參會せしが四時半頃陸奧外務大臣の來訪ありて主相と別室に於て密談し暫時にして退出せり會議を開きしは丁度五時なりしが散會は多分十時過ならんと云へり詳細の模樣は明日の紙上に報道すべし

○海軍官制發表の期　は來月五日頃なるべしと部內にての噂なり

○昨日內閣　は伊藤總理大臣及び行政整理調査委員の人々午前十時前より參集して前日に引續きの會議を開き午後三時過一同退出したり

○地方官會議　は昨日も例刻より內務省樓上會議室に於て開會し井上大臣後藤衛生局長等列席の上縣治問題中衛生其他に關する件に付同大臣より種々諮問する處あり同會議は最早大抵諮問を終りたるを以て本月限り閉會の見込なりと云ふ

○辯護士會長の撰擧に就て　辯護士會長の撰擧に就ては獨立派と稱する一派の勢力が日に益々增加し目下其數殆ど百四五十名に達したり是等の人々は最初より會長撰擧に就ては辯護士總會に於て抽籤を以て十名の候補者を定め此內より會長を撰擧すべしとの說を唱へたりしが其後種々協議の末會長副會長及常議員の總數三十二名を抽籤にて定め其內より正副會長各一人を撰擧し殘りの三十人を以て常議員となすべしとの說を提出するものありしかば何れも皆之に贊成し昨今頻りに運動中なるが此派に屬する人々は學校出身外の代言人總體と明治法律學校出身の半數及び學士中にも中野省吾、朝倉外茂鐵、靑木八重八、鈴木充美、芹澤孝太郞、岡崎正也の諸氏を始め都合十數名の贊成あり又法學院出身の代言人中にも追々加盟し來るものありて先づ目下の有樣にては此派の勝利に歸するものゝ如く又明治法律學校出身中の四十餘名は所謂佛派として最初より運動を始め今日にては岸本辰雄氏の辭退と同時に協同して磯部四郞氏を推し油斷なく運動を繼續し來れり東京法學院の一派は元田肇氏を推して佛派に當らんと盡力すれども同派の代言人中籍を改進黨に有する人々は兎角元田氏に反對し菊池武夫、鳩山和夫二氏の內に意を寄する人あれども二氏にして起たずんば已むなくも獨立派に投ぜんとするの氣色あり事體此の如くなれども辯護士會則起草委員二十餘名の內獨立派に屬するものは漸く四五名のよしなれば委員會の決議として所謂總會の原案となるべき規則中には無論抽籤法を規定することは難かるべく就ては同派の人々は修正說として抽籤法を總會に持出すに至るべしと云ふ

○辯護士會則起草委員の協議　兼て新舊兩組合代言人中より推撰されたる辯護士會則起草委員は去る二十六日吳服橋外柳屋に集會し種々協議する處ありしが多人數の手にて起草するよりも寧ろ大體の方針を定め置き詳細の事柄は總て舊組合會長山田喜之助新組合會長高橋捨六の二氏に托することゝし大體の方案として會長一名副會長二名常議員三十名を置く事辯護士會加入の節は保證金を要せざる事其他數件を議決し更に來月三日同所に委員會を開き兩會長起草の規則書を原案として討議することに決し當日は其儘散會したるよし就ては來月三日の委員會にて議決したる上更に東京辯護士の總會に附し然る後役員撰擧を爲す都合なりと云ふ尤も同委員二十餘名中にも會長撰擧に就ては其意見一定せず獨立派に屬するもの四五名ありて是等の人々は會長以下役員撰擧は抽籤の方法を用ふべしと唱へ尙は此事を會則中の一個條として起草すべしと論じたるよしなれども兎も角兩組合會長に托することゝし散會したり

○新參事會員の任期　昨日の東京市會にて改撰せし新參事會員の任期に就ては說をなすものありて曰く今回辭職したる參事會員にして若し無事に勤續すれば來月は其半數改撰を行ふべきの時期なり而して特別市制施行の三都市は法律上他の市と異なりて市長及び助役を置かず市長の職務は府知事之を行ひ助役の職務は書記官之を行ひて市參事會なるものは府知事書記官及名譽參事會員を以て組織するものなれば前の名譽職參事會員辭職して後任者定まりたりとて市參事會其物の新に組織されたるものとは斷言すべからず何となれば市長代りの知事、助役代りの書記官依然として參事會の椅子を占有し居ればなり之を要するに新撰の參事會員は一と先づ來月を以て半數改撰の爲めに抽籤退職せざるべからず抔と道理らしく說くものゝなきにあらざれどもこの新會員は前會員とは全く別物にして更に關係なければ其任期は今より算へて先き四ヶ年とし其中の半數は二ヶ年目にして改撰さるゝ事となるべしといふ

○水產調査委員會　は愈よ來月一日農商務省に於て開會することゝなり各委員は午前十時に參集する筈なり又當日提出の議案は議事規則調査所規則等なりと云ふ

○鑛山局員の拘引　農商務省鑛山局屬官大崎雪、同屬（月俸百二十圓）井口英俊の二氏は昨日午前十時突然東京地方裁判所に拘引せられたるよし今其次第を聞くに兩氏は昨年中秋田鑛山監督署在勤中乳井久右衛門と云へる人が同縣山本郡入森村銀鑛を借區せし際何か不都合の所爲ありたりとて去る十二日川本準作と云へる人より其筋に告發したるに當日其事に預り聞もなく辭職したる同局屬官高田猶松氏が之を傳聞して去る二十六日東京地方裁判所に自首したるにより昨日に至り遂に右の二氏を拘引するに至りたるなりと猶他に檢事より令狀を發したるもの八名許もあるよしにて取調の結果として意外の邊に影響するやも計られずと云